

# 仕 様 書

## 1 件名

令和8年度岡山市消防職員定期健康診断等に係る業務（単価契約）

## 2 業務の範囲

- (1) 健康診断票等の作成及び納入
- (2) 健康診断の実施（C型肝炎抗体検査、高気圧業務健康診断、VDT作業従事者健康診断を含む。）
- (3) 健康診断結果に基づく判定
- (4) 健康診断結果に係る報告
- (5) 健康診断結果等の保存及び管理

## 3 実施場所

受注者が設置又は管理運営する健康診断施設内

## 4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 5 健康診断等の種類

### (1) 健康診断等の種類

#### ア 定期健康診断（春季）

##### (ア) 対象者

消防局全職員（原則、休業・長期出向中の者及び人間ドック受診予定者等を除く。）

##### (イ) 検査項目

#### a 全員

- (a) 既往病歴、自覚症状等の調査
- (b) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- (c) 尿検査（蛋白、糖）
- (d) 血圧測定
- (e) 医師の診察
- (f) 胸部レントゲン撮影
- (g) 血液検査（貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査）
- (h) 心電図検査

#### b 25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳の職員のうち希望者 C型肝炎抗体検査（人間ドック受診予定者含む。）

#### c 高気圧業務（潜水業務）に従事（常時従事ではない。）する者（人間ドック受診予定者含む。）

- (a) 四肢の運動機能の検査
- (b) 鼓膜の検査
- (c) 肺活量測定

#### d VDT作業従事者のうち通信指令業務等に従事する希望者（人間ドック受診予定者含む。）

- (a) 眼科学的検査（希望者全員）
  - (I) 視力検査（5mの遠見視力及び50cm又は30cmの近見視力）
  - (II) 屈折検査
  - (III) 調節機能検査

(IV) 眼位検査

(b) 筋骨格系に関する検査（医師が必要と認める者）

(I) 上肢の運動機能の検査

(II) 圧痛点等の検査

(ウ) 受診予定人数（概数であり、岡山市消防局の都合により増減することがある。記号はそれぞれ上記（イ）に対応する。）

a 550人

b 15人

c 40人

d 15人

イ 定期健康診断（秋季）

(ア) 対象者

消防局職員のうち交替制勤務の者及び春季定期健康診断を休業等の理由により受診できなかった者

(イ) 検査項目

a 既往病歴、自覚症状等の調査

b 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査

c 尿検査（蛋白、糖）

d 血圧測定

e 医師の診察

f 胸部レントゲン撮影

g 血液検査（貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査）

h 心電図検査

（b、f、g及びhの検査項目については、定期健康診断（春季）の結果等を基に、医師が必要でないと認めるときは、一部を省略するものとする）

(ウ) 受診予定人数（概数であり、岡山市消防局の都合により増減することがある。）

400人

ウ 定期健康診断（10月）

(ア) 対象者

令和8年4月1日付け採用者

(イ) 検査項目

a 既往病歴、自覚症状等の調査

b 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査

c 尿検査（蛋白、糖）

d 血圧測定

e 医師の診察

f 胸部レントゲン撮影

g 血液検査（貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査）

h 心電図検査

（b、f、g及びhの検査項目については、令和8年度採用時健康診断の結果等を基に、医師が必要でないと認めるときは、一部を省略するものとする）

(ウ) 受診予定人数（概数であり、岡山市消防局の都合により増減することがある。）

19人

エ 令和9年度採用時健康診断

(ア) 対象者

令和9年4月1日付け採用予定者

(イ) 検査項目

- a 既往病歴、自覚症状等の調査
- b 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- c 尿検査（蛋白、糖、ウロビリノーゲン）
- d 血圧測定
- e 医師の診察
- f 胸部レントゲン撮影
- g 血液検査（貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査）
- h 心電図検査
- i 肺活量測定

(ウ) 受診予定人数（概数であり、岡山市消防局の都合により増減することがある。）

30人

(2) 健康診断等の実施時期

受注者は下記期間中に、受注者が設置又は管理運営する健康診断施設内で健診できる体制を築かなくてはならない。また、受診者数に応じた駐車場の確保に努めなくてはならない。

なお、下記の期間において実施困難な場合、岡山市消防局は受注者と協議し、柔軟に対応するものとする。

ア 定期健康診断（春季）

5、6、7月頃に実施する。

イ 定期健康診断（秋季）

10、11、12月頃に実施する。

ウ 定期健康診断（10月）

10月頃に実施する。

エ 令和9年度採用時健康診断

令和9年3月頃に実施する。

6 健康診断業務の実施方法

(1) 健康診断業務の事前・事後打合せ

ア 受注者は、落札決定後すみやかに、業務の実施方法及び内容の詳細、並びに電子データの構成等について、岡山市消防局と打合せを行うものとする。

イ 受注者は、上記アの打合せの結果に基づき、本件業務に係る実施計画書を作成し、岡山市消防局へ提出するものとする。

ウ 健康診断終了後、受注者は岡山市消防局と事後の反省会を行うものとする。

(2) 健康診断票等の作成及び納入

ア 岡山市消防局は、契約締結後、上記（1）イの計画に基づき、受注者が受診票等の作成に使用するために必要とする基本情報（職員の所属名・職員番号・氏名・性別・生年月日・年齢・健診の種類等をいう。）を含む受診予定者リストを作成し、これを原則として定期健康診断実施予定日の20日前までに受注者へ受け渡すものとする。

イ 受注者は、上記アによって得られた情報をもとに健康診断受診票等を作成し、これらを所属毎

にとりまとめのうえ、原則として受診予定日の10日前までに岡山市消防局へ納入するものとする。

#### ウ 健康診断票等の種類

- (ア) 健康診断票
- (イ) 定期健康診断問診票
- (ウ) 高気圧業務健康診断個人票
- (エ) 情報機器作業従事者健康診断個人票

#### (3) 健康診断等の実施

- ア 実施は原則として午前9時00分から行うものとし、正午には検査を終えるようにしなければならない。
- イ 受診者が受診票等を持参しなかった場合に備え、受付には未印字の受診票等を備え付けておくものとする。
- ウ 受注者は、別紙2に定める「検診等項目」に掲げる検診等について、受診者の都合等によりその一部を省略したときは、別紙1「成果物一覧表」の②「健康診断個人票（岡山市消防局あて）」へ省略した理由を付記するものとする。
- エ この仕様書で定められていない事項についての取扱いは、別途協議するものとする。

#### (4) 健康診断結果に基づく判定

- ア 健康診断は、検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な判定を行うものとする。
- イ 各検査項目の判定基準及び判定区分は、基本的に受注者の基準によるが、事前に当該基準を岡山市消防局へ示し、協議するものとする。

#### (5) 健康診断結果に係る報告

- ア 受注者は、本件業務に係る成果物として、5に掲げる健康診断等の種類ごとに別紙1「成果物一覧表」に掲げるものを、それぞれ同表に示す期間内に岡山市消防局へ提出しなければならない。
- イ 受注者は、要精密検査又は要治療該当者等であって緊急の対応を要すると考えられるものについては、上記アの報告にかかわらず、速やかに岡山市消防局へ連絡するものとする。

#### (6) 健康診断結果等の保存・管理

受注者は、健康診断結果等を診療情報として関係法令に従って保存するとともに、履行期間経過後であっても、岡山市消防局の要請を受けたときは、これを貸し出せるようにしなければならない。

### 7 個人情報の保護

- (1) 受注者は、この業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、別紙「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結するとともに、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。
- (2) この業務の処理に際して情報セキュリティに関する事故が発生した場合、適切な説明責任を果たす必要があると認められるときは、発注者は当該事故の公表をすることができるものとする。

### 8 経費の負担

この業務に必要な消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費は、あらかじめ岡山市消防局が認めた場合を除き、すべて受注者の負担とする。

### 9 費用の請求方法

- (1) 本件健康診断業務に係る費用は、5に掲げる健康診断等の種類ごとに請求するものとする。また、各検査項目の単価割合は別紙2のとおりとし、各検査項目単価の算出方法は、基準単価（身長・体

重・腹囲測定・血圧測定・診察料)に別紙2に記載した比率を乗じて得た額(10円未満の額は四捨五入)とする。請求金額は、各健康診断等の各検査項目単価にそれぞれ実施者数を乗じて得た額の総額に消費税及び地方消費税を加えた額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

(2) 費用の請求は、各健康診断等終了後、健康診断等結果の報告が適正に行われ、岡山市消防局による検査確認が完了し次第、速やかに行うものとする。

#### 10 その他

(1) 受注者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い岡山市消防局に報告すること。

(2) 受注者は、業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行うこと。

(3) 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度岡山市消防局と協議し、その指示に従うこと。

(4) 医師法・医療法等の関係法令を遵守すること。

(5) 本健康診断に伴う精密検査については、本業務に含まれない。

(6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種を実施すること。なお、現時点では、契約後覚書を締結するものとし、詳細については、その都度岡山市消防局と協議し、決定するものとする。

(7) 岡山市消防局では、消防業務における受傷や疾病(惨事ストレス含む)、救急業務における血液暴露や感染症患者と接触した際に、産業医による緊急的な検査及び診察、治療が必要となる。その際、当該職員の健康診断データが必要となるため、受注者は、所属する医師が産業医に職務委嘱されることを承諾することとし、岡山市消防局と当該医師は別途契約を締結するものとする。なお、産業医業務に関する事項は以下のとおりとする。

##### ア 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

##### イ 業務内容

(ア) 労働安全衛生規則第14条、第15条及び第61条第2項に定める事項

(イ) 労働安全衛生法第66条の10第3項に規定する面接指導

(ウ) 消防職員の活動中における受傷や疾病(惨事ストレス含む)、血液暴露事故、結核等の感染症患者接触時等における緊急的な検査及び診察、治療(入院を含む。)等、その他岡山市消防局と受注者が協議し取り決めた事項

##### ウ 報酬

本件健康診断業務費用とは別に、岡山市消防局は受注者に対して嘱託料月額90,000円を半期ごとに支払うものとする。なお、健康診断業務、本業務における検査及び診察、治療に係る諸費用は、別途請求することとする。

成果物一覧表

| 提出する成果品             | 部数  | 提出時期                    | 備考   |
|---------------------|-----|-------------------------|--|
| ① 健康診断結果通知書（受診者あて）  | 各1部 | 健康診断完了日の翌日から起算して30営業日以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受診者ごとに作成すること。</li> <li>・ 既往歴、自覚症状、項目ごとの検査結果及び判定、総合判定、診察所見並びに注意指示事項を表示したものであること。（様式は自由）</li> <li>・ 課ごと（警防課にあつては警防課と航空隊は別にする）、消防署ごと（消防署にあつては係ごと）、分署ごと、出張所ごとにそれぞれまとめ納品すること。</li> </ul> <p>また、女性職員については個別に封筒に入れ、封緘すること。</p> |
| ② 健康診断個人票（岡山市消防局あて） | 各1部 | 健康診断完了日の翌日から起算して30営業日以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受診者ごとに作成すること。</li> <li>・ 健康診断結果通知書（受診者あて）と同じ内容が記載されているものであること。（様式は自由）</li> <li>・ 氏名五十音順に並べ、納品すること。</li> </ul>   |
| ③ 有所見者一覧            | 1部  | 健康診断完了日の翌日から起算して30営業日以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査項目別の一覧であること。</li> <li>・ 所属ごと、職員番号順にしたものをCSV形式で記録し、CD-R等に保存して提出すること。</li> </ul>  |

## 仕様書 別紙2

| No. | 検 診 等 項 目  | 比 率   | 予定人数 |
|-----|--|-------|------|
| 1   | 身長・体重・腹囲測定・血圧測定・診察料  | 1.000 | 999  |
| 2   | 視力検査   | 0.945 | 999  |
| 3   | 聴力検査 (1,000Hz・4,000Hz)   | 0.548 | 999  |
| 4   | 胸部X線撮影 (直接)  | 2.877 | 590  |
| 5   | 尿検査 (糖・蛋白)<br>(採用時健康診断にあつてはウロビリノーゲンを含む)  | 0.356 | 999  |
| 6   | 心電図検査  | 1.781 | 702  |
| 7   | 貧血検査 (白血球数・赤血球数・ヘモグロビン・ヘマトクリット)  | 0.288 | 702  |
| 8   | 血中脂質検査 (LDL コレステロール・HDL コレステロール・血清<br>トリグリセライド) 肝機能検査 (GOT・GPT・ $\gamma$ -GTP) | 1.274 | 702  |
| 9   | 血糖検査 (空腹時血糖・HbA1c)   | 0.671 | 702  |
| 10  | 採血料  | 0.219 | 702  |
| 11  | 血液学的検査判断料  | 1.712 | 702  |
| 12  | 生化学的検査判断料  | 1.973 | 702  |
| 13  | 検体検査管理加算 (尿検査及び血液検査に関わる)   | 0.548 | 999  |
| 14  | 免疫学的検査判断料 (C肝抗体検査に伴うもの)  | 1.973 | 15   |
| 15  | 四肢の運動機能検査・鼓膜の検査  | 3.863 | 40   |
| 16  | 肺活量測定  | 3.151 | 70   |
| 17  | HCV 抗体検査   | 1.589 | 15   |
| 18  | 眼科学的検査   | 8.900 | 15   |
| 19  | 筋骨格系に関する検査   | 2.500 | 15   |